

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日	
条例の題名	<b>三重県公営企業の設置等に関する条例</b>		公 布 日	昭和41年12月27日
条 例 番 号	<b>昭和41年三重県条例第61号</b>		直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	<b>企業庁企業総務課</b>		電 話 番 号	059-224-2822
条例の概要	<b>地方公営企業法に基づき地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項等について定めたものである。</b>			条例の 類型  <b>委任型</b>
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公共団体が経営する企業の組織等の重要事項については、条例で定めることによってその存在が確定するものであることから、その目的は現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公営企業の設置等については、地方公営企業法の規定に基づき条例で定める必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	事業内容に変更がある都度、改正を行っており、条例に基づき全ての事業が行われている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方公営企業法により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公営企業法の規定に違反していない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例で規定している事項は、全て条例の目的である「地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項」である。	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	第5条の2及び第8条については、企業庁の経営に関する説明責任を果たす上で必要である。その他の条については、地方公営企業法により条例で定める必要がある。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	同上	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	<b>改正を検討する。</b> 現在の規定はいずれの要件も満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。			<b>無</b>
				有効期限に関する規定の有無 <b>無</b>